

令和 5 年 度
事業 実施 計画 書



令和 5 年 4 月

福 島 県 衛 生 研 究 所

〒 960-8560 福島市方木田字水戸内 16 番 6 号

TEL 024-546-7104 FAX 024-546-8364

E-mail eiseikenkyuu@pref.fukushima.lg.jp

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/>

総務企画課	(総務)	024-546-7104	(企画)	024-546-2837
	(感染症情報センター)	024-546-2837		
微生物課	(ウイルス)	024-546-7105	(細菌)	024-546-8047
理化学課	(食品薬品)	024-546-8664	(生活科学)	024-546-8694
試験検査課	(県保健衛生合同庁舎内)	024-534-5769		
県中支所	(県中保健福祉事務所内)	0248-73-4013		
会津支所	(会津保健福祉事務所別館)	0242-29-5523		

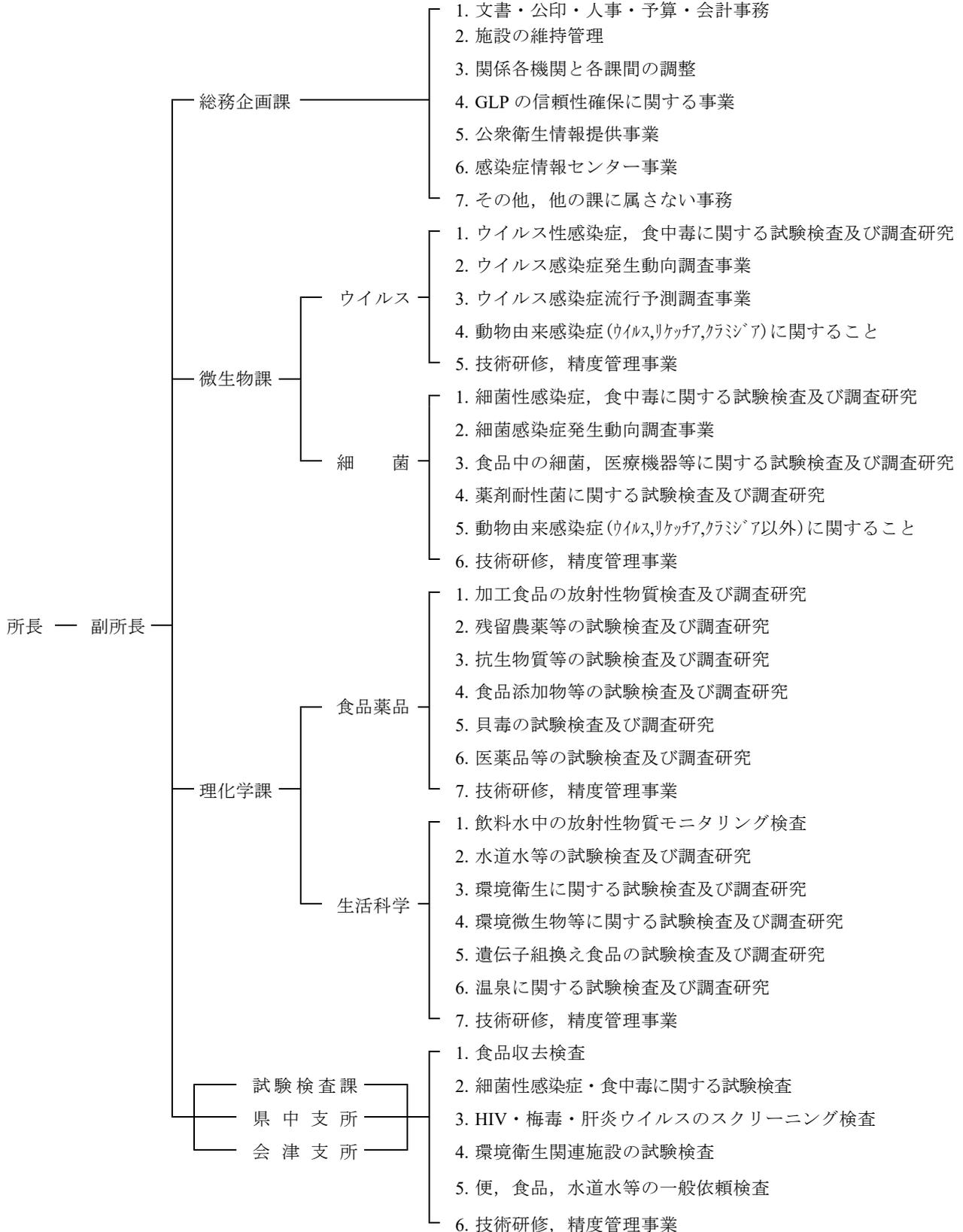
目 次

I 組 織 ・ 業 務	P.1
II 令 和 5 年 度 の 重 点 事 項	P.2
III 課 別 事 業 実 施 計 画	
総 務 企 画 課	P.3
微 生 物 課	P.5
理 化 学 課	P.7
試 験 検 査 課 ・ 各 支 所	P.11
IV 一 般 依 頼 検 査 受 付	P.13
V 資 料	P.14

I 組織・業務

業務内容は次のとおりです。

(令和5年4月1日現在)



Ⅱ 令和 5 年度の重点事項

地域保健法第 4 条に基づき策定された「地域保健対策に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づく地方衛生研究所設置要綱により，福島県衛生研究所では，地域保健対策を効果的に推進し，県民の公衆衛生の向上及び増進を図るための科学的かつ技術的中核として，関係行政部局，保健所等と緊密な連携の下に，調査研究，試験検査，研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う。

1 調査研究の推進

県民の健康保持・公衆衛生の向上に寄与することを目的として，関係行政部局，保健所，国等の研究機関と連携し，各種調査研究に積極的に取り組む。

2 試験検査の実施及び信頼性の確保

県民の健康に係る安心・安全を確保するため，最新検査技術の習得，検査機器の導入等を積極的に進める。また，試験検査精度の向上に努めるため，精度管理の実施や，福島県衛生研究所業務管理要領に基づき，実施された検査等について内部点検や研修を行うことにより GLP に適合した検査体制を維持する。

3 技術研修の推進

保健衛生担当職員等の人材育成及び資質の向上を図るため，当所をはじめ保健所，試験検査機関等の職員を対象に，各種研修，講師派遣による講習を行う。

4 公衆衛生情報等の提供

県内の感染症発生状況や病原体検出の情報等を，医療機関，報道機関，保健所等の行政関係機関に対して適切に提供する。また，ホームページ等を活用して，調査研究の成果や県民の健康づくりに役立つ情報等の提供に積極的に取り組む。

Ⅲ 課別事業実施計画

総務企画課

人事管理，福利厚生等の庶務や給与，旅費の支払い，備品購入，監査対応等の予算経理業務及び設備の保守，防災管理，公用車管理等の庁舎管理業務等を行うとともに，事業運営の全般について所内外の関係各所との総合調整を図る。

また，時事や要望を反映した研修の実施や職員の派遣に係る企画や調整のほか，関係法令等の改正によって高度化，複雑化する検査法に対応するために業務管理要領の見直し，内部点検の強化等により検査の信頼性の確保を目指す。

さらに，感染症情報センターとして，県内外の感染症における患者情報及び病原体情報を一元的に収集し，迅速かつ的確な公衆衛生情報の提供を行う。

1 職員研修

当所職員の専門技術の向上を図るため下記の研修を行う。

(1) 各種学会，研修会への参加

広い視野に立って公衆衛生に関する知識技術を学ぶため以下の各種学会や研修会に出席し，その時々ニーズに応じた技術を習得する。

ア 衛生微生物技術協議会研究会

イ 全国衛生化学技術協議会年会

ウ 公衆衛生情報研究協議会研究会

エ 福島県保健衛生学会

オ 福島県食品衛生・環境衛生・動物愛護業務研修会 等。

(2) 所内研修

外部講師又は習熟した職員が講師となり，基礎的技術や最新技術等を習得するための研修を実施する。

また，GLP についての研修を実施する。

2 技術研修事業

福島県衛生研究所における研修に関する要綱第 7 (P.18 参照) に基づく研修内容は次のとおりとする。

(1) 衛生検査技術初任者研修

細菌検査及び理化学検査の基礎的研修指導

対象者 試験検査担当者（県，中核市等）

内容 細菌検査，理化学検査：4 月予定

(2) 衛生検査技術専任者研修

微生物検査及び理化学検査の最新の技術を取り入れた専門的研修指導

対象者 試験検査担当者（県，中核市等）

内容 微生物検査：11 月予定，理化学検査：2 月予定

(3) 衛生検査技術特別研修

関係法令，省令等の改正等に伴う技術研修の必要時

対象者 試験検査担当者（県，中核市等）

3 講師派遣研修

ポラリス保健看護学院（看護学科）の学生への講義

4 学生見学実習の受け入れ

大学等の医療従事者養成施設等からの依頼により、公衆衛生学等実習の一環として、施設見学と業務内容の説明を実施する。

5 感染症情報センター事業

県内外の感染症患者発生情報及び病原体情報を収集・解析し、週報・月報等として医療機関及び行政関係機関等に情報を還元し、さらに、ホームページへ掲載することで県民へ公衆衛生情報の提供を行う。

6 GLP内部点検

検査の信頼性確保のため、試験検査の実施状況について内部点検を行い、標準作業手順（SOP）の遵守を確認する。

点検時期 令和5年7～8月、令和6年2～3月

7 精度管理事業

(1) 福島県試験検査精度管理事業

健康衛生総室薬務課が県内の試験検査機関の試験検査に対する精度の向上を図ることを目的として実施する本事業において、各課が担当する実施項目の選定、試料の調製及び検査結果の解析等技術的援助の取りまとめを行う。

表1 福島県試験検査精度管理事業実施項目

区 分	実 施 項 目	担 当
理化学検査（Ⅰ）	重 金 属 等	理化学課生活科学
理化学検査（Ⅱ）	有機化合物等	理化学課生活科学
食品化学検査	食品添加物等	理化学課食品薬品
細菌検査（Ⅰ）	細菌数測定等	試 験 検 査 課
細菌検査（Ⅱ）	菌の同定等	微生物課細菌

(2) 外部精度管理事業の参加調整

各課、各支所が参加する以下の各種外部精度管理事業の参加調整を行う。

- ア 一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する食品衛生外部精度管理調査
- イ 厚生労働科学研究班及び衛生微生物協議会レファレンスセンターが実施する外部精度管理調査
- ウ 地域保健総合推進事業に係る北海道・東北・新潟ブロック精度管理事業

- エ 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が実施する医薬品登録試験検査機関間比較による技能試験
- オ 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課が実施する水道水質検査精度管理のための統一試料調査
- カ 国際原子力機関が実施する放射性物質検査に係る外部精度管理調査 等.

8 衛生研究所研究発表会

試験検査，調査研究等の成果をまとめ，当所職員の資質の向上と研究事業の活性化を図るとともに，調査研究内容が地域保健関係者に活用されることも企図して，研究発表会を開催する。

開催予定時期 令和6年2月下旬

9 体験学習教室

小学生を対象とした体験学習教室を開催し，当所の業務を知ってもらうとともに，科学の楽しさに触れてもらう。

開催予定時期 令和5年7月下旬～8月上旬

微生物課

感染症の発生予防・蔓延防止を図るため，感染症発生動向調査や感染症流行予測調査を行うほか，食中毒や感染症の集団発生時の原因究明を行う。また，新型コロナウイルス，新型インフルエンザ，デング熱等の新興再興感染症等の発生時（疑いを含む）に検査を実施する。

平成28年4月1日より改正感染症法が施行になり，感染症にかかる病原体等検査についての信頼性確保が要件化されたことから，引き続きGLP体制の維持・整備に努める。

さらに，地方衛生研究所全国協議会の北海道・東北・新潟地域における4部門の各レファレンスセンターとしての業務に取り組む。

ウイルス

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 新型コロナウイルス検査

新型コロナウイルス感染症の患者（疑い事例を含む）発生時検査を実施する。新型コロナウイルスが検出された検体については，必要に応じて変異株スクリーニング検査，ゲノム解析を実施する。

イ 感染症発生動向調査事業

感染症の発生予防，蔓延防止，公衆衛生の向上及び増進を図るため，県内の病原体定点から採取された検体について，ウイルスの分離・検出及び同定等を行い，これらの病原体検出情報を当所感染症情報センターから随時，ホームページ上に情報還元する。

ウ 感染症流行予測調査事業

集団における免疫状況把握及び病原体の動向などの疫学調査を行い，予防接種事業の効果的な運用を図るための資料とする。

(ア) ポリオ感染源調査：県内一地区の環境水（下水）からのポリオウイルスの分離

(イ) 新型コロナウイルス感染症感受性調査：県内一地区，中和抗体測定

- (ウ) 麻しん感受性調査：県内一地区，EIA 抗体測定
- エ 食中毒や感染症発生時の原因調査
 - 急性胃腸炎等の集団発生時に，ノロウイルス等の原因ウイルスの検索を実施する。
- オ 麻しん及び風しん検査
 - 麻しん及び風しん届出患者について，麻しん及び風しんの正確な診断を目的として遺伝子検査を実施する。
- カ A 型肝炎及び E 型肝炎検査
 - A 型肝炎及び E 型肝炎の届出患者について，感染症及び食中毒の原因究明及び発生予防のため，A 型肝炎及び E 型肝炎検査を実施する。
- キ 新興・再興感染症等の検査
 - 新型インフルエンザ，デング熱等の患者（疑い事例を含む）発生時検査を実施する。
- ク C 型肝炎検査
 - 保健所で手数料免除と認められた依頼者の C 型肝炎検査（確認検査）を実施する。
- (2) 一般依頼検査
 - 保健所を通じて依頼された C 型肝炎検査（確認検査）を実施する。

2 レファレンスセンター

担当する病原体等について，国立感染症研究所と北海道・東北・新潟支部内の地方衛生研究所の連絡調整，検査及び情報の集約・還元を行う。

- (1) エンテロウイルスレファレンスセンター
 - エンテロウイルスは，無菌性髄膜炎，手足口病，ヘルパンギーナ等の起因ウイルスである。これらの患者から分離・検出されるエンテロウイルスについて，流行状況等の解析を行う。
 - 国立感染症研究所から分与される標準抗血清を保管管理し，支部内で分与依頼があった場合，配付を行う。
- (2) リケッチアレファレンスセンター
 - リケッチアに起因する疾病は，つつが虫病，日本紅斑熱及び Q 熱等がある。これらについて，確定診断に協力する。

細菌

1 試験検査事業

- (1) 行政検査
 - ア 感染症発生動向調査事業
 - 感染症の発生予防，蔓延防止により，公衆衛生の向上を図るため，県内の病原体定点から採取された検体について病原菌の検索を行い，これらの病原体検出情報を当所感染症情報センターから随時，ホームページ上に情報還元する。
 - イ 結核等感染症対策事業
 - 結核の感染経路等解明のため結核菌の VNTR 検査を実施し，集団感染の予防等結核対策に活用する。
 - ウ 薬剤耐性遺伝子検査
 - カルバペネム耐性腸内細菌目細菌等の耐性菌について，疫学調査のための遺伝子検査を行う。
 - エ 腸管出血性大腸菌遺伝子検査
 - 腸管出血性大腸菌感染症の疫学調査のため，O157，O26，O111 について MLVA 検査

を行う。

オ 食品安全対策事業に基づく細菌検査

県内で製造流通している食品の安全確保や食中毒を予防するため細菌検査を実施する。

カ コレラ等腸管系感染症病原菌検査

県内で発生したコレラ、チフス等の腸管系感染症について病原菌の検索を行い、流行の防止を図る。

キ 医療機器等の無菌試験

一斉取締りにより収去された医療機器等について無菌試験を行い、安全性の確保を図る。

2 調査研究事業

(1) 研究課題

市場に流通する魚介類のアニサキス寄生状況調査

(期間 令和5年度～令和7年度)

(2) 研究の意義及び目的

近年、アニサキスが原因とされる食中毒事例が全国的に多数報告されている。厚生労働省の食中毒統計では年間約350件の報告があり、食中毒発生状況の病因物質の第1位となっている。これは本県においても同様で、平成30年の58件をピークに毎年30件程度報告されており、食中毒病因物質として一番多く報告されている。また、直近3年間で見ると、全国的に食中毒発生件数が減少傾向にあるにも関わらず、アニサキスの報告数は減少していない。そのため、事業者及び県民に対して徹底した注意喚起が必要だと思われる。

本調査では、魚介類からのアニサキス虫体の検出法を検討し、県内市場に流通する魚介類の寄生状況を明らかにすることを目的とする。また、遺伝子解析により種の同定もを行い、魚介類の種類や採取場所、採取時期などにより、どのような動向が見られるか実態を探る。そのため、県内で発生したアニサキスを原因とする食中毒事例において、保健所が確保した虫体を用いて種の同定を行い、データを蓄積し解析する。

(3) 研究の概要

ア 魚介類に寄生するアニサキス虫体の検出法の検討。

イ 県内に流通する魚介類のアニサキス寄生状況調査。

ウ 原因魚介類とアニサキス虫体の種別について事例収集。

(4) 期待される行政効果

市場に流通する魚介類のアニサキス寄生状況を把握でき、その調査結果を行政に還元することで、事業者に対する衛生指導や県民に対しての注意喚起につながり、食品衛生行政に寄与できる。

3 研究協力

食品由来感染症の病原体情報の解析手法及び共有化システムの構築のための研究（研究代表者：国立感染症研究所 泉谷秀昌）

「厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業」への研究協力（パルスネット*事業）として参加している。北海道・東北・新潟ブロックの地方衛生研究所内で共通のEHEC菌株を用いてMLVA等を実施し、解析精度の確保について検討を行う。

※ パルスネット

食に由来する感染症（食中毒）が広域集団発生した際、共通の汚染原因がある場合、菌株の遺伝学的多様性を利用して菌株間の関連性を解析し、その結果を疫学的調査に利用し、汚染源の究明に寄与させるシステムである。

4 レファレンスセンター

担当する病原体等について、国立感染症研究所と北海道・東北・新潟支部内の地方衛生研究所の連絡調整、検査及び情報の集約・還元を行う。

(1) 溶血性レンサ球菌

溶血性レンサ球菌（劇症型を含む）の血清型（Lancefield 分類，T 型）及び発赤毒素型（劇症型のみ）は、疫学的マーカーとして重要であるため、これらの血清型別の同定に協力する。

(2) ボツリヌス

ボツリヌス菌を原因菌とする食中毒や乳児ボツリヌス症の発生が全国的にも少ないことから、効率的な検査体制を整備するため、これらの分離・同定に協力する。

理化学課

県内で生産・製造・加工又は販売され、保健所が収去した食品について、放射性物質や残留農薬、抗生物質等の検査を「福島県食品衛生監視指導計画」に基づき実施する。

特に、原発事故に伴う影響への対応として、加工食品や飲料水中の放射性物質については、検査精度の高いゲルマニウム半導体検出器で検査を行う。

農産物中の残留農薬や畜水産食品中の動物用医薬品等については、高速液体クロマトグラフタンデム質量分析計やガスクロマトグラフタンデム質量分析計等を用いて多成分の一斉分析を行う。

医薬品等の有効性や安全性を確保するため、後発医薬品の溶出試験等を行い、PIC/S へ対応した公的認定試験検査機関として正確な検査を実施する。

生活環境の安全確保のため、レジオネラ属菌検査や、家庭用品安全対策事業の検査等を行う。これらの検査を正確・迅速に実施することにより、県民生活への安全・安心の確保を図る。

食品薬品

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 加工食品等の放射性物質検査

食品衛生法上の基準値を超過した加工食品等の流通を未然に防止し、食の安全・安心を確保するため、県内で生産、製造、加工又は販売される加工食品等を対象に放射性物質検査を実施する。

イ 食品安全対策事業

食品の安全性確保及び有害物質による食中毒の防止を目的とし、有害物質の実態把握のため、以下の検査を実施する。

(ア) 食品中の残留農薬検査

食品、添加物等の規格基準に基づき、県内産、県外産、輸入の農産物及び輸入加工食品について残留農薬の検査を実施する。

(イ) 流通米に含まれるカドミウム検査

食品、添加物等の規格基準に基づき、市場に流通する県産米のカドミウム検査を実施する。

- (ウ) 麻痺性及び下痢性貝毒の検査
市場に流通している貝類について、麻痺性及び下痢性貝毒の検査を実施する。
 - (エ) 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査
食品、添加物等の規格基準に基づき、畜水産食品中の抗生物質及び合成抗菌剤等の検査を実施する。
 - (オ) 食品添加物（防かび剤）の検査
食品、添加物等の規格基準に基づき、輸入果実に使用されている防かび剤の検査を実施する。
 - (カ) 自然毒による食中毒発生時等への対応
化学物質や自然毒等による健康危機発生時に、原因調査のための検査を実施する。
違反食品及び苦情等による問題発生時に、食品衛生法に基づく行政対応のため検査を実施する。
- ウ 医薬品等の取締事業
- (ア) 監視指導による検査
医薬品等一斉監視指導実施要領に基づき、収去された医薬品の溶出試験等を実施する。
 - (イ) 医薬品含有（疑）健康食品検査事業
いわゆる健康食品（痩身用健康食品・強壯用健康食品等）には、違法に医薬品成分を添加したもの（無承認無許可医薬品）もあることから、これらによる健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品成分等の検査を実施する。

2 基礎的調査研究

- (1) 妥当性評価
当所で実施する残留農薬、抗生物質等の検査について、妥当性評価ガイドラインに従い、妥当性の評価を行う。
- (2) 健康危機管理に関する検査の充実
化学物質、自然毒による食中毒、健康被害発生時等に迅速に対応できるよう検査法について、調査研究を行う。

3 調査研究事業

- (1) 研究課題
畜水産物中の動物用医薬品検査における妥当性評価と検査拡充に向けての検討
(期間：令和5年度～令和7年度)
- (2) 研究の意義及び目的
新たな検査法に移行するには、畜水産物中の動物用医薬品検査の検査項目、検査対象品目の追加等の際し、信頼性の確保を担保するためにも妥当性評価試験を行う必要がある。
現在、「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」に従い、妥当性評価済みの対象品目及び対象成分が、限定的なものとなっている。今回の検討により、今後、更に幅広く行政検査を行うことが可能となり、県内流通の畜水産物の安全性の担保に寄与し、食の安全・安心の確保が図られる。
また、保健所の食品衛生の担当部署との連携により、違反品流通の未然防止及び違反判明時の速やかな回収作業を行う判断資料となる成績書を迅速に発行することが可能となる。

(3) 研究の概要

新たな検査法により「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」等に基づき、畜水産物対象の妥当性評価試験を行う。また、検査対象品目及び対象成分の項目数増加を目指す。

(4) 期待される行政効果

畜水産物中の動物用医薬品にかかる違反検体の流通の未然防止及び違反品判明時の速やかな回収命令等の行政措置の根拠となる検査成績書の発行について、保健所等の衛生行政部局と連携し、迅速に行うことが可能となる。

4 受託事業

「食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発・検証」

厚生労働省から委託された食品に残留する農薬等の成分である物質について、試験法開発・検証を LC/MS/MS により実施する。

生活科学

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 飲料水の放射性物質モニタリング検査

県民の安全・安心を確保するため、福島県飲料水の放射性物質モニタリング実施計画に基づき、飲料水の放射性物質モニタリング検査を実施する。

イ レジオネラ属菌検査

旅館及び公衆浴場の浴槽水及び浴室のシャワー水等の検査を実施する。

ウ 家庭用品検査

有害物質を含有する家庭用品による県民の健康被害を防止するため、有害物質を含有する家庭用品を規制する法律に基づき、家庭用品の検査を実施する。

エ 県有施設等の水質検査

県立高等学校、県立支援学校等の給水施設等の水質（理化学）検査、プール水の総トリハロメタン検査等を実施する。

オ 清涼飲料水（ミネラルウォーター類）の成分規格検査

食品衛生監視指導計画に基づき、保健所が収去した清涼飲料水（ミネラルウォーター類）の成分規格（理化学）検査を実施する。

カ 遺伝子組換え食品検査

食品衛生監視指導計画に基づき、保健所が収去した大豆の検査を実施する。

キ 普通公衆浴場水質検査

福島県公衆浴場法施行条例に規定する普通公衆浴場について、水質基準項目の検査を実施する。

ク その他

水道水や飲料水の水質異常調査や、健康危機管理上必要な検査を実施する。

(2) 一般依頼検査

県民からの依頼により、飲料水、温泉水、環境微生物等の検査を実施する。

(3) 排水自主検査

毎月1回、当所下水道排水の自主検査を実施する。

2 基礎的調査研究

(1) 妥当性評価

水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに従い、妥当性評価を行う。

(2) 遺伝子組換え食品の検査方法の検討

任意表示に関して食品表示基準に基づき、ダイズ穀粒等の検査法（遺伝子組換え農作物混入の判定に係る検査法）として、リアルタイム PCR を用いた定性 PCR 法の検査検討を行う。

3 調査研究事業

(1) 研究課題

ICP-MS を用いた飲用井戸・温泉水中等の重金属成分の一斉分析法の検討

（期間：令和 5 年度～令和 6 年度）

(2) 研究の意義及び目的

令和 4 年度に当所に誘導結合プラズマ質量分析計 (ICP-MS) が新たに整備されたことから、従前まで温泉・飲用井戸検査において各種金属成分の含有量を測定するために原子吸光光度計により各金属成分を 1 つずつ測定していたものが、多くの元素を一斉に測定することが可能になる。

ICP-MS を利用することで、水質事故・健康被害のおそれといった健康危機管理上の案件が発生した場合に、行政ニーズに応じた測定を行い、給水停止や摂取制限等の措置の判断基準の根拠となるカドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロムといった人の健康への影響のある重金属にかかる成績書を速やかに発出することが可能となるだけでなく、原因物質の特定が急がれる場合においても、短時間で複数成分の測定結果を得るための手法としても利用できる。

今回、依頼検査・行政検査で使用するために当所での分析系における検討を行うと併に、緊急性に対応するために、従来の検量線の濃度範囲を広げ妥当性評価を実施し評価が保たれるか検討を行う。

また、ICP-MS 測定の測定濃度範囲が広い機器特性を生かし、検体の希釈操作が不要となることから、飲料水といった検出下限値以下の低濃度のものから温泉水といった高濃度のものまで一度に操作することも可能となり、測定にかかる操作時間の短縮、分析操作の簡略化といった利点もあることから、早期に検査できる体制を確立する。

本研究により試験系の適切さと適合性を担保し、依頼検査や行政検査に迅速に対応できるような検査体制を確立する。

(3) 研究の概要

ICP-MS による重金属分析成分の一斉分析法の検査実施標準作業書を作成するための基礎条件及び実検体での妥当性の評価を行い、当所における測定系を確立する。

(4) 期待される行政効果

毒劇物等の健康被害、水質事故等が発生した場合、行政側と連携し、速やかに測定を行える検査手法として確立し、検査実施標準作業書としてまとめることにより、誰が実施しても精度が保て、行政指導の根拠として適正な測定結果を得ることが可能となる。

また、検量線濃度範囲を広げることで、幅広い実検体に対して、複数成分を希釈操作無しで一度に測定できることから、分析担当者の処理時間の短縮にも寄与する。

試験検査課・各支所

食品衛生法等に基づき、市場に流通する食品の安全性を確保するための検査を実施する。

食中毒や感染症発生時における原因究明のための検査を実施する。

HIV・梅毒・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、早期治療に繋げることを目的として、福島県 HIV・梅毒検査実施要領、福島県肝炎ウイルス検査実施要領に基づくスクリーニング検査を実施する。

福島県給水施設等条例等、遊泳用プールの衛生基準、福島県公衆浴場法施行条例等に基づき、環境衛生関連施設の安全性を確保するための検査を実施する。

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 食品収去検査

食品の安全性確保を目的に市場に流通する食品について、食品衛生法等に基づき毎年度策定される福島県食品衛生監視指導計画に従い、大腸菌などの細菌汚染の有無や保存料等の食品添加物の含有量、乳及び乳製品や清涼飲料水等成分規格の定められた食品の検査を年間を通して実施する。

検査は、食品衛生法で規定する食品衛生検査施設として遵守すべき事項を定めた衛生研究所業務管理規程に基づき実施する。

また、迅速かつ高度な検査が求められていることから、検査実施標準作業書の内容を随時検討し、最新の科学的情報に基づくものとなるよう改定を行い、試験検査の信頼性の確保に努める。

イ 食中毒検査

食中毒を疑う事案等が発生した場合、食中毒処理要領に基づき発症者便・食材（保存食を含む）・調理従事者便・施設の拭き取り検体について食中毒菌の検査を実施する。

また、迅速な検査を実施して原因究明を図るとともに、検査の情報を行政機関に提供することにより健康被害の拡大防止に努める。

ウ 感染症検査

腸管出血性大腸菌感染症や赤痢等患者を診断した医師からの届出により、感染症法に基づく患者家族等の保菌状況の検査を実施する。

迅速で正確な検査を実施し、原因究明を図るとともに、検査情報を行政機関に提供することにより健康被害の拡大防止に努める。

エ HIV・梅毒・肝炎ウイルスのスクリーニング検査

保健所が行うカウンセリングの結果、HIV・梅毒・B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスの検査が必要とされた依頼者のスクリーニング検査を実施する。

オ 環境衛生関連施設の検査

県有給水施設の細菌検査、県立高等学校・県立特別支援学校のプール水の細菌検査及び理化学（消毒副生成物を除く）検査、公衆浴場水の細菌検査を実施する。

カ その他

福祉施設入所者の検便検査、あんぼ柿・干し柿の試験加工品の水分含量検査、と畜検査員による外部検証のための微生物試験等を実施する。

(2) 一般依頼検査

県民からの依頼により検便検査・飲料水の細菌検査・食品のシアン化合物の定性検査等を実施する。

IV 一般依頼検査受付

一般依頼検査は下記の曜日で受け付ける。

なお、依頼者に対して検体の採取方法、採取量、採取容器等に関する説明が必要であり、電話等による事前の調整が必要となる。

また、検査に要する予定期間中に休日（国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）が含まれる週は、受付を行わない。

場 所	受 付 曜 日	受 付 時 間	受 付 者 (電話番号)
衛生研究所 試験検査課	毎週 月曜日	8:30～12:00	試験検査課検査員 (024-534-5769)
相双保健福祉事務所 出張窓口	毎月 第2火曜日 ※要予約	10:30～12:00	
衛生研究所 県中支所	毎週 月曜日	8:30～12:00	県中支所検査員 (0248-73-4013)
県南保健福祉事務所 出張窓口	毎週 月曜日	9:30～12:00	
衛生研究所 会津支所	毎週 月曜日	8:30～12:00	会津支所検査員 (0242-29-5523)
南会津保健福祉事務所 出張窓口	毎週 火曜日 ※要予約	10:30～12:00	

V 資 料

厚生省告示第374号
平成 6年 12月 1日

最終改正令和 4年 2月 1日厚生労働省告示第 24 号

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(抜粋)

この方針は、地域保健体系の下で、市町村(特別区を含む。第二の一の2を除き、以下同じ。)、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

- 一 保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究を推進すること。
- 二 地方衛生研究所は、保健所等と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究を推進すること。
- 三 都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。
- 四 国は、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立試験研究機関と地方衛生研究所との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所に対する技術的支援を行うこと。
- 五 国立試験研究機関、地方衛生研究所等における地域保健に関する調査及び研究については、新たな政策課題を認識した上で、その課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとするとし、健康危機発生時等の緊急時にあっても十分な対応が可能となるよう平時から地域の試験研究機関等との連携に努めること。
- 六 調査及び研究の成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。

各 都 道 府 県 知 事 殿
指 定 都 市 市 長

厚 生 事 務 次 官

地方衛生研究所の機能強化について

地方衛生研究所については、昭和51年9月10日厚生省発衛第173号厚生事務次官通知により現行の設置要綱が示され、同要綱に基づき、これまで都道府県、指定都市等における衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供の業務を通じ、公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきているところである。今般、地域保健対策については、平成6年7月1日に公布された地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成6年法律第84号)が、本年4月1日より全面施行され、地域保健の体系が抜本的に見直されることとなるが、地方衛生研究所についても、地域保健法(昭和22年法第101号)第4条に基づき策定された「地域保健対策に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)(以下「基本指針」という。)の中で、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として再編成し、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施することが示されたところである。

このような状況にかんがみ、基本指針の趣旨を踏まえて、地方衛生研究所設置要綱を別紙のように改正することとしたので、下記事項に十分御留意の上、この要綱に沿って、貴都道府県(市)地方衛生研究所の一層の機能強化を図られるよう格段の配慮をお願いする。

なお、昭和51年9月10日厚生省発衛第173号本職通知は廃止する。

記

- 1 今回の改正は、次のことに重点を置いたものであること。
 - (1) 地方衛生研究所の調査研究及び研修指導業務について、基本指針において示された専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査研究は、当該地域の地域保健関係者に対する研修を踏まえ、必要な見直しを行っていること。また、これら業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、基本指針で定められた検討協議会で調整等を行うものとしていること。
 - (2) 地方衛生研究所の試験検査業務について、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに、行政検査等の精度管理を行うものとしていること。
 - (3) 地方衛生研究所の公衆衛生情報等の収集・解析・提供業務について、公衆衛生に関する国、都道府県、指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として業務を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に間する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施するものとしていること。
- 2 地方衛生研究所の機能強化を図るため、その業務の実施に必要な技術系職員等の確保を図るとともに、その資質の向上に努めること。
- 3 事業実施に当たっては、関係行政部局・保健所等との緊密な連携を十分に考慮して行うこと。
- 4 地方公害(環境)研究所等関係試験研究諸機関との連携に努めること。

(別紙)

地方衛生研究所設置要綱

I 設置の目的

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

II 業 務

1 調査研究

(1) 地方衛生研究所は、次のような調査研究を行うものとする。

- ①疾病予防に関する調査研究
- ②環境保健に関する調査研究
- ③生活環境施設に関する調査研究
- ④食品及び栄養に関する調査研究
- ⑤医薬品等に関する調査研究
- ⑥家庭用品、化学物質等に関する調査研究
- ⑦健康事象に関する疫学的調査研究
- ⑧健康の保持及び増進に関する調査研究
- ⑨地域保健活動の評価に関する調査研究
- ⑩試験検査方法に関する調査研究
- ⑪その他必要な調査研究

(2) 地方衛生研究所は、(1)に掲げるもののうち、広域的な調査研究を行う必要のあるものについては、地方衛生研究所相互間又は国や大学の研究機関等関連する他の試験研究機関との協力を強化し、プロジェクト研究、学際的総合研究等を積極的に推進するものとする。

(3) 調査研究業務の効果的な実施を図るため、必要に応じ、「地域保健対策に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)で設置することが定められている検討協議会(以下「検討協議会」という。)において調査研究課題の調整等を行うものとする。

2 試験検査

(1) 地方衛生研究所は、次のような試験検査を行うものとする。

- ①衛生微生物等に関する試験検査
- ②衛生動物に関する試験検査
- ③水、空気等に関する試験検査
- ④廃棄物に関する試験検査
- ⑤食品、食品添加物等に関する試験検査
- ⑥毒物劇物に関する試験検査
- ⑦医薬品等に関する試験検査
- ⑧家庭用品等に関する試験検査
- ⑨温泉に関する試験検査
- ⑩放射能に関する試験検査
- ⑪病理学的検査
- ⑫生理学的検査

- ⑬生化学的検査
- ⑭毒性学的検査
- ⑮その他必要な試験検査

なお、地方衛生研究所は、研究要素の大きい試験検査、広域的な視野を要する試験検査、専門的かつ高度な技術や設備を必要とする試験検査を重点的に行うものとする。

- (2) 地方衛生研究所は、国立試験研究機関及び他の地方衛生研究所と連携して、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに行政検査等の精度管理を行うものとする。

3 研修指導

- (1) 地方衛生研究所は、次のような研修指導を行うものとする。

- ①保健所の職員、市町村の衛生関係職員その他地域保健関係者の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導
- ②衛生に関する試験検査機関に対する技術的指導
- ③その他必要と認められる研修指導及び技術的指導

- (2) 研修指導業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、検討協議会で研修指導課題の調整等を行うものとする。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

- (1) 地方衛生研究所は、次のような情報活動を行うものとする。

- ①試験検査の方法等に関する情報の収集・解析
- ②公衆衛生に関する情報の収集・解析
- ③関係行政部局、市町村及び地域住民等への①及び②の情報の提供

- (2) 地方衛生研究所は、公衆衛生に関する国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として、(1)に掲げる業務を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に関する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施し、これらを関係行政部局等を通じて公衆衛生に関する活動に還元するよう努めるものとする。

III 行政各部局との関係

地方衛生研究所の運営に当たっては、必要に応じ、関係各部局と協議し、相互に密接な連携を保つものとする。

IV 業務推進の方策

- 1 IIに掲げる業務の実施に必要な技術系職員等の確保を図るとともに、その資質の向上に努めるものとする。
- 2 IIに掲げる業務の実施に必要な科学技術の進歩に即応した施設及び設備を備えるものとする。

福島県衛生研究所における研修に関する要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、地方衛生研究所設置要綱(平成9年3月14日付厚生省発健政第26号、厚生事務次官通知)に基づき、福島県衛生研究所(以下「所」という。)が行う研修に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2 所が行う研修は、保健所、市町村、及びその他の公的機関並びに公衆衛生に関する試験検査機関に従事する職員の試験検査技術および資質の向上を図ることを目的とする。

(研修生の資格)

第3 研修を受ける者(以下「研修生」、という。)の資格は次のとおりとする。

- (1) 第2に定める機関の職員であって、当該機関の長の推薦または依頼(以下「派遣者」という。)に基づき、衛生研究所長(以下「所長」という)が適当と認める者。
- (2) 外国人にあつては、当該国の公的機関に勤務する試験検査に関する知識及び技術を有する者であつて、国際協力事業団等公的機関の長の推薦または依頼に基づき、知事が適当と認める者。

(研修計画)

第4 所長は当該年度に係る研修の基本方針と研修計画を年度初めに主務課と協議のうえ第2に定める機関に通知する。

(研修生の身分等)

第5 研修生の研修中の身分は、派遣者に属する。

(研修の期間)

第6 研修の期間は所長と主務課及び派遣者が協議して定める。

(研修の区分等)

第7 研修は、衛生検査技術初任者研修、衛生検査技術専任者研修、衛生検査技術特別研修とする。

- (1) 衛生検査技術初任者研修とは保健所、市町村、及びその他公的機関並びに公衆衛生に関する試験検査機関に従事する職員の初任者に対する研修とする。
- (2) 衛生検査技術専任者研修とは基礎的技術を有し専門的技術研修を必要とする者に対する研修とする。
- (3) 衛生検査技術特別研修とは行政執行上必要と認めた場合及び法令、省令等の改正により技術研修を必要とする者に対する研修とする。

(研修の講師)

第8 研修の講師には、原則として所長が指名する所内職員があたるものとし、必要に応じて外部講師に依頼することができる。

(施設、設備に利用)

第9 研修生は、所長の認める範囲において、所内の施設及び設備を利用することができる。

(研修生の責務)

第10 研修生は、研修を受講するに当たっては、所長及び講師の指示に従い、常に研修の効果が期待できるよう努めるものとする。

(研修の中止)

第11 所長は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、主務課及び派遣者と協議しその者の研修を中止するものとする。

- (1) 研修態度が悪く、他の研修生に悪影響をおよぼすおそれがあるとき
- (2) 心身の故障により、研修に堪えられないとき
- (3) その他特別の事情があるとき

所長は、この規定により研修を中止した場合は、その旨を主務課、派遣者及び受講者に通知しなければならない。

(経費の負担)

第12 研修期間中における研修生の旅費、滞在費及び交通費等については、派遣者が負担するものとし、研修に要する消耗器材費等については、原則として所が負担するものとするが、必要に応じて研修生または派遣者にその一部または全部について負担させることができる。

(研修生の災害補償)

第13 研修生の研修中における災害の補償については、知事と派遣者が協議して定める。

(報 告)

第14 所長は、研修終了後の研修結果について主務課及び派遣者へ報告するものとする。

(事務取扱)

第15 所外から研修を依頼する場合は、当所主務課を経由して行うものとする。

(そ の 他)

第16 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関して必要に応じて所長が定める。

(附 則)

この要綱は、昭和59年1月1日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

保健福祉部試験研究技術会議要綱

(趣 旨)

第1条 保健福祉部における試験検査・調査研究（以下「試験研究」という。）等の効率的な運営を図るため、保健福祉部試験研究技術会議（以下「技術会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 技術会議は、次の事項について審議する。

- (1) 試験研究にかかる計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整に関すること。
- (3) 試験研究成果の評価及びその応用、活用に関すること。
- (4) 試験研究に従事する職員の資質向上に関すること。
- (5) その他試験研究機関の体制整備等に関すること。

(組 織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部次長（健康衛生担当）
- (2) 保健福祉総室保健福祉総務課、健康衛生総室地域医療課、食品生活衛生課及び薬務課の課長
- (3) 県北保健福祉事務所長
- (4) 衛生研究所長

(議 長)

第4条 技術会議に議長を置く。

- 2 議長は保健福祉部次長（健康衛生担当）をもって充てる。
- 3 議長は会議を招集し、技術会議に関する事務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき、または議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 技術会議に事前調整のため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は健康衛生総室薬務課の幹事の職にある者を充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。
- 5 幹事長は、幹事会の審議事項について、特に必要と認めるときは、幹事長が指名した者で構成するワーキンググループを招集することができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 議長及び幹事長は、協議上必要があると認めるときは、技術会議及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 技術会議の庶務は、健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月9日から施行する。

この要綱は、平成12年4月19日から施行する。

この要綱は、平成12年8月8日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月16日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 紙

保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿

	所属機関名	充てる職
幹事長	健康衛生総室 薬務課	主幹、副課長又は主任主査
幹事	保健福祉部	部主幹
幹事	保健福祉部	企画主幹
幹事	健康衛生総室 地域医療課	主幹、副課長又は主任主査
幹事	健康衛生総室 食品生活衛生課	主幹、副課長又は主任主査
幹事	県北保健福祉事務所	生活衛生部長
幹事	衛生研究所	副所長

令和5年度 事業実施計画書

令和5年4月発行

発行所 福島県衛生研究所
〒960-8560
福島県福島市方木田字水戸内16番6号
TEL 024-546-7104（代表）
FAX 024-546-8364
E-mail eiseikenkyuu@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/>
発行者 所長 末永 美知子
